不利益処分の処分基準

処め	う の	内	容	罰則
所 管	部課	. 係	名	まちづくり未来部建築審査課建築審査係
根拠》	去 令 及	び条	項	新座市地区計画の区域内における建築物の制限に関す
				る条例第15条
				法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他
				の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為
				をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し
	1			て前条第1項の刑を科する。
処				条例第14条
. –				次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金
				に処する。 (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の
				は、
				(2) 第5条、第6条、第7条又は第8条の規定に違反した。
				場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いない
				で工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工
		H		した場合においては、当該建築物の工事施工者)
分	関係	条	項	⑶ 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積の減少
				により第6条の規定に違反することとなった場合にお
				ける当該敷地の所有者、管理者又は占有者
				(4) 第10条の規定に違反した場合における当該建築物
				の所有者、管理者又は占有者
				2 前項第2号に規定する違反があった場合において
				は、その違反が建築主の故意によるものであるとき
				は、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建 築主に対して同項の刑を科する。
				未設定
				(不利益処分をするかどうかの判断基準が条例に具体
				的に規定されている。)
	基	進		
基		•		
	(未設定の場			
	(7) 12 70 7 93			
	合はその理由)			
			. ,	
	参考	事	項	
Sitt.	-n **	÷		
準	設定等	中 月	日	年 月 日設定(年 月 日最終変更)
	1			